

岩手県市町村総合事務組合条例第4号（令和4年8月25日公布）

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例の一部を改正する条例

岩手県市町村総合事務組合負担金等条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
附則別表第1（附則第3項関係）		附則別表第1（附則第3項関係）	
額	率	額	率
700,000千円以上 1,000,000千円未満	<u>1,000分の15</u>	<u>500,000千円以上</u> <u>700,000千円未満</u>	<u>1,000分の15</u>
1,000,000千円以上 1,200,000千円未満	<u>1,000分の80</u>	700,000千円以上 1,000,000千円未満	<u>1,000分の30</u>
1,200,000千円以上	<u>1,000分の160</u>	1,000,000千円以上 1,200,000千円未満	<u>1,000分の60</u>
		1,200,000千円以上	<u>1,000分の90</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。